

令和7年度港区いじめ防止基本方針の具体的な取組

港区（以下「区」という。）及び港区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）、文部科学省が定めるいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、「港区いじめ防止基本方針」（以下「区の基本方針」という。）を定めました。

法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見した際、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織（法第22条による設置）に対し、当該いじめに係る情報を報告するとともに、学校の組織的な対応を速やかに開始しなければなりません。

このことから、いじめの未然防止はもちろんのこと、発生時の対応等をより明確にするため、「港区いじめ防止基本方針の具体的な取組」（以下「具体的な取組」という。）を以下の通り定めます。

1 いじめの未然防止に向けた取組

区と教育委員会は、いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、学校の教育活動への支援を行うとともに、家庭、地域、関係機関等と連携し、いじめの未然防止に取り組めます。

（1）人権教育の推進

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指す人権教育を一層充実させるため、人権教育推進委員会^{※1}で取り組むべき課題や指導の在り方を協議するとともに、人権尊重教育推進校を指定し研究を進め、その成果を各学校に普及させます。

^{※1} 人権教育推進委員会は、各幼稚園、小中学校の代表者で構成される委員会で、学校教育における人権教育を推進するために、情報交換・資料収集・調査研究等を通じて教職員の人権感覚を磨き、資質の向上を図るものです。

（2）道徳教育の充実

児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する学習を展開し、いじめに正面から向き合うことができるよう指導します。学校に対して具体的な実践事例の提供や、道徳教育に関する教職員の指導力向上のための研修等を推進するとともに、各地域の実態に応じた道徳教育を推進するための地域教材の作成や外部講師の活用をはじめとする取組を支援します。

（3）体験活動の充実

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、円滑な人間関係を構築する能力の素地を養うため、各学校における体験活動等を支援します。

（4）学校生活に関する意識調査の活用

WEBQU（心理テスト）を実施し、児童生徒個々の学級や学校生活における満足感や意欲、児童生徒の学級内での相対的位置、対人関係を営むためのスキルなどの情報を得た上で、よりよい学級集団づくりに即時活用し、授業改善を図るとともに、いじめの未然防止に生かします。

（5）情報モラル教育の推進

インターネット、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等を通じて行われるいじめに学校が対応し、情報モラル教育を推進できるよう、専門家を活用するな

どの支援をします。

(6) 児童会・生徒会活動の支援

平成24年12月10日の「港区子どもサミット」で決定した「港いじめ防止子ども宣言」を各学校で有効に活用する機会を設定します。

(7) 教職員の資質の向上

いじめの発見や対応には専門的な知識が必要であり、対応する教職員の資質・能力の向上は欠かせません。そのため、職層研修や生活指導主任会、いじめ防止に関する講演会などを通じて、教職員が適切に対応できるよう研修の充実を図ります。

(8) いじめ防止に関する啓発資料の提供

各学校におけるいじめ防止の取組が確実に行われるよう、参考資料として「いじめ防止リーフレット」を作成し、各学校、保護者、地域の方々に提供します。

「いじめ防止リーフレット」には、いじめを理解するための統計資料に加え、各学校の取組の参考となる、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等の具体的な内容を示すとともに、児童生徒アンケート、校内研修、保護者会等で活用できる資料を掲載します。

(9) 家庭・地域との緊密な連携・協力

教育基本法第10条「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」に鑑み、家庭に対し、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう啓発していきます。

また、教育委員会は、家庭、地域、関係機関等の連携が進むよう、道徳授業地区公開講座やセーフティ教室の開催等を支援します。

保護者をはじめ区民に広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を深めるべく、PTAや地域の関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係る広報啓発を充実します。

2 いじめの早期発見に向けた取組

区と教育委員会は、いじめはどの学校、どの子どもにも起こり得るとの認識に立ち、いじめの早期発見に向けた各学校の取組を支援するとともに、児童生徒及び保護者がいじめについて、いつでも相談することができる環境の整備に努めます。

(1) ふれあい月間の実施

小中学校において、児童生徒の友人関係や日頃の教員の指導の在り方を見直す機会として、6月、11月、2月を「ふれあい月間」と位置付け、アンケートや面談等を実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。

なお、この取組が充実し、いじめが早期に発見され、早期解決につながるよう、各学校への調査及び指導の支援を行うとともに、いじめ防止を呼びかける横断幕やリーフレット等を活用して保護者や区民へいじめ防止の啓発を図るとともに、いじめ防止に関する情報を提供します。

(2) スクールカウンセラーの配置

いじめ等に関する児童生徒及び保護者の相談等に対応するため、スクールカウンセラーを全ての小中学校に配置します。

(3) みなと子ども相談ねっとの開設

子ども家庭支援部子ども家庭支援センターが、区内児童生徒を対象に、パーソナルコンピュータ、携帯電話、スマートフォン等を利用した「みなと子ども相談ねっど」を平成26年6月30日より開始しました。これまでの電話、面接等の相談に加え、子どもに身近なツールを活用し、子どもの困りごとや不安、悩みを24時間受け付け、一緒に対策を考えていきます。寄せられた相談には、区と教育委員会が

連携して問題解決に当たります。

(4) 教育相談の充実

いじめの早期発見及び早期解決に向け、区立教育センターの来所相談及び電話相談、オンライン相談で、児童生徒及び保護者からの相談を受けるとともに、相談内容に応じて関係機関等との連携を図ります。

(5) 相談機関等の周知

児童生徒及び保護者がいじめの相談機関を身近に感じられるよう、年度当初及びふれあい月間等において、区の広報紙やチラシ等を用いて定期的に相談窓口の周知を行います。

3 いじめの解決に向けた取組

区と教育委員会は、子どもの生命及び心身を保護することが最優先課題であるという認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに、各学校の対応が適切に行われるよう支援し、家庭、地域、関係機関等との連携によっていじめを解決します。被害児童生徒、保護者への支援、加害児童生徒に対する指導、加害児童生徒の保護者に対する助言、傍観者への指導を適切に実施できるよう、学校を支援してまいります。

(1) 出席停止制度の適切な運用

教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項の規定に基づき、当該の児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒をはじめ、児童生徒が安心して教育が受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じます。また、いじめを受けた児童生徒の就学校の指定変更や区域外就学等、様々な対応を視野に入れて対応を検討します。

出席停止の措置を行う必要がある場合には、別室での個別指導を行うなど、出席停止期間も児童生徒の学習権を保障し、児童生徒と保護者への必要な助言等を行う等、十分な配慮の上で行います。また、当該の児童生徒の出席再開については、個々の事案によって状況が異なるため、いじめを受けた児童生徒とその保護者の心情に寄り添いながら判断してまいります。

(2) スクールソーシャルワーカーの配置

引き続きスクールソーシャルワーカーを各学校に年間43日配置します。また、学校の要請に応じて、スクールソーシャルワーカーを家庭等に派遣して、個別に状況の把握や支援に努め、いじめ解決後もフォローアップを行います。

(3) 関係機関等との連携

いじめを行う児童生徒に対して、学校や家庭において必要な指導を行っているにも関わらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、必要に応じて、子ども家庭支援センターや児童相談所、警察などの関係機関等といじめに係る情報や課題を共有し、解決に当たります。

(4) 四者協議会の活用

民生児童委員の担当地区ごとに開催される四者協議会を活用し、学校、民生児童委員、子ども家庭支援センター、児童相談所等の関係機関が、いじめ防止に関する学校や地域の現状及び課題について、情報の共有化を図るとともに、解決に向けた取組について協議を行います。

4 組織等の設置

区と教育委員会は、いじめ防止に係る機関との連携を図るための協議会や6(1)に掲げる重大事態が発生した場合の調査組織等、以下の3つの組織を設置します。

(1) 港区いじめ問題対策連絡協議会【法第14条第1項】

いじめ防止等に係る機関等との連携を図るため、「港区いじめ問題対策連絡協議会」を置きます。主な所掌事項は次のとおりとします。

- ・ 港区立学校におけるいじめ防止等のための対策に関する事項
 - ・ いじめの防止等に関係する機関等の連携に関する事項
 - ・ その他、いじめ防止等のための対策に関する事項
- (2) 港区教育委員会いじめ問題対策会議【法第14条第3項】
 「港区いじめ問題対策連絡協議会」との円滑な連携の下に、いじめ防止等のための対策を実効的に行うようにするため、港区教育委員会の附属機関として、弁護士や学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者から構成される「港区教育委員会いじめ問題対策会議」を置きます。主な所掌事項は次のとおりとします。
- ・ いじめの防止等のための調査研究等、専門的な見地からの審議
 - ・ 港区が行ういじめ防止等のための対策の支援
- (3) 港区教育委員会いじめ問題調査委員会【法第28条第1項】
 学校等から次に掲げる重大事態の報告があった場合は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、「港区教育委員会いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を行います。
- ア いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- なお構成員については当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保します。
- (4) 港区いじめ問題調査委員会【法第30条2項】
 区立学校又は「港区教育委員会いじめ問題調査委員会」が行った調査に対して、必要がある場合は、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関として「港区いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を行います。
- なお構成員については当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）かつ弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識を有する者をもって構成し、その公平性・中立性を確保します。

5 学校における取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条に基づき、国の基本方針及び区の基本方針を参酌し、当該学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校の基本方針」という。）を定めます。

学校の基本方針には、いじめの未然防止のための取組、早期発見・即時対応のあり方、教育相談体制、生活指導体制、校内研修、保護者や地域等との連携などの事項を定めるなど、いじめの防止等全体に係る内容とします。

また、策定した学校の基本方針については、学校のホームページ等で公開するとともに、定期的な取組状況の点検と必要に応じた見直しを行います。

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

学校は、法第22条に基づき、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策委員会」という。）を設置します。

また、学校がいじめの事実確認を行う場合は、本組織を主体とし、必要な構成員を加え実施することができます。

なお、日頃からいじめの問題等、生活指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「生活指導部会」等、既存の組織を活用することができます。

(3) 学校いじめ対策委員会の役割

学校いじめ対策委員会の役割は、以下の4点のとおりです。

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善（PDCAサイクル）の際に中核となる役割
 - ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - ④ いじめの疑いに係る情報があった場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- などが挙げられます。

(4) 学校におけるいじめの防止に関する取組

学校におけるいじめの防止に関する取組は、以下の4点の柱に基づいて行うものとします。

① 未然防止

- ・「いじめは絶対に許されない」「いじめに対して傍観者にならない」という雰囲気为学校全体への醸成
- ・道德教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成
- ・学級活動や児童会（生徒会）活動などで、児童生徒自らがいじめに関する課題に対し、主体的に考える機会の設定
- ・校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上
- ・児童・生徒及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む。）防止のための啓発活動の推進
- ・家庭訪問、電話連絡、学校だよりなどを通じた家庭との緊密な連携・協力

② 早期発見

- ・定期的なアンケート調査、教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び児童生徒がいじめを訴えやすい体制の整備
- ・保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知等による相談体制の整備
- ・教職員全体によるいじめに関する情報の共有

③ 早期対応

- ・いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織的な対応
- ・いじめられた児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒の安全の確保
- ・いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・学校いじめ対策委員会等を活用し、いじめの事実確認と原因究明
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた児童生徒への指導
- ・いじめを見ていた児童生徒が自分の問題として捉えられるようにする指導
- ・いじめられた児童生徒の保護者に対する、心理的ストレスの軽減につなげるための支援
- ・いじめた児童生徒の保護者に対する、家庭での指導に関する助言
- ・保護者会の開催などによる保護者との情報共有
- ・関係機関、専門家等との相談・連携
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案についての警察との相談

④ 重大事態への対応

- ・ いじめられた児童生徒の生命及び安全の確保
 - ・ いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
 - ・ 関係機関、専門家等との相談・連携
 - ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
 - ・ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は区が行う調査への協力
 - ・ 重大事態発生についての教育委員会への報告
- などが挙げられます。

(5) いじめの「解消」の判断

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

○ いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定します。

○ 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者の立場に立って、心に寄り添い、守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要があります。

(6) 学校として特に配慮が必要な児童生徒への対応

- ① 発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別的教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行います。
- ② 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが発生することがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行います。また、外国人児童生徒が国籍をおく国の情勢や、日本との関係により、不当な差別的言動が起こらないよう適切な指導を行います。
- ③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知します。
- ④ 感染症に罹患した児童生徒及び、罹患した家族がいる児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組みます。

(7) 学校運営協議会制度の活用

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む「学校運営協議会制度」を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進します。

6 重大事態への対応

いじめにより児童生徒の生命や財産が脅かされる等の重大事態の発生は、何としても防がなければなりません。重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければなりません。被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。教育委員会は、いじめを受けた児童生徒とその家族に寄り添うとともに、重大事態の原因等の究明及び解決に向けて全力で取り組みます。

(1) 重大事態の報告

学校は、次に掲げる重大事態が発生したと判断した場合には、速やかに教育委員会に報告します。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を区長に報告します。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 調査の趣旨及び調査主体

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行います。

調査主体は、教育委員会が主体となる場合と学校が主体となる場合があり、教育委員会が調査主体を判断します。なお、学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導及び人的措置も含めた適切な支援を行います。

調査を開始する前に、被害者・保護者に対し、以下の6点について丁寧に説明します。

- ① 調査の目的・目標
- ② 調査主体（組織の構成、人選）
- ③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ④ 調査事項・調査対象
- ⑤ 調査方法
- ⑥ 調査結果の提供

被害者等の意向を踏まえた調査とします。その際、特に、⑥の調査結果の提供の方法については、どのような情報を、どのような形式で被害者・保護者に提供するのかを説明します。ただし、個人情報については、港区個人情報保護条例等により、提供できない場合があることなどについても説明していきます。

(3) 調査の実施

学校又は教育委員会に設ける調査組織において、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

(4) 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者及び区長に以下の4点について報告します。

- ① 教育委員会において議題とし、総合教育会議において議題として取り扱うこともあわせて検討する。
- ② 被害児童生徒・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を、地方公共団

体の長に対する報告に添えることができる。

- ③ 調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認する。
- ④ 教育委員会及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行う。なお、学校が調査主体となった場合は、区長への報告は教育委員会を通じて行います。
- ⑤ これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

(5) 調査結果の説明・公表及び個人情報の保護

調査結果における情報について、個別の情報が個人情報に該当するか否かは、港区個人情報保護条例等に照らして適切に判断します。教育委員会及び学校として、港区個人情報保護条例等に照らして不開示とする部分を除いた部分を適切に整理して開示します。

(6) 調査結果を踏まえた対応

調査結果において、いじめが認定された場合、加害者に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させます。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行います。また、教育委員会及び学校におけるいじめ事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘されている場合、教育委員会は、教職員に対する聴き取りを行った上で客観的に事実関係を把握し、教職員の懲戒処分等にかかる報告を東京都教育委員会に行います。

(7) 港区いじめ問題調査委員会による再調査

再調査を行う必要があると考えられる場合については、次の4点です。

- ① 調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない。
- ② 事前に被害者・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない。
- ③ 学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない。
- ④ 調査委員の人选の公平性・中立性について疑義がある。

ただし、上記①～④の場合であっても、港区いじめ問題調査委員会による再調査ではなく、港区教育委員会いじめ問題調査委員会において、追加調査や構成員を変更した上での調査を行うこともあります。

7 取組の評価・改善

区と教育委員会は、各学校のいじめ防止の取組が適切に行われるよう、学校評価の結果等を元に指導するとともに、区のいじめ防止の取組を定期的に評価・改善します。

- (1) いじめ防止の取組が的確に評価され、充実・改善されるよう、各学校の実施する学校評価に、いじめ防止等のための取組状況（アンケート、個人面談、校内研修等の実施状況）を共通の項目として設定します。
- (2) 教育委員会は、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、教職員による日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底します。
- (3) 教育委員会は、各学校のいじめ防止の取組を進める上で、学校運営の改善が図られるよう、学校訪問や第三者評価委員による外部評価を活用し、校長等への指導・助言を行います。
- (4) 区及び教育委員会は、各学校の評価結果を分析するとともに、いじめ防止対策の課題や課題解決に向けた取組について協議し、ホームページ等で公開します。ま

た、区の基本方針についても、評価、修正、改善をしていきます。